**観光庁補助事業「菊池川流域日本遺産の大地の記憶が蘇る没入型ナイトツアー**

**『装飾古墳・菊池一族の宴・灯籠ロマン』」商品造成・販売業務委託仕様書**

１　事業名

　　観光庁補助事業「菊池川流域日本遺産の大地の記憶が蘇る没入型ナイトツアー『装飾古墳・菊池一族の宴・灯籠ロマン』」商品造成・販売業務

２　契約期間

　　契約締結の日から令和８年２月２７日まで

３　履行場所

　　熊本県内（提案内容に準ずる）

４　事業実施地域

1. 商品造成地域

玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（菊池川流域日本遺産の構成資産が存在するエリア）

1. セールス・プロモーション地域

日本国内・台湾・香港・シンガポール・アメリカ（本事業の誘客ターゲットとする国・地域）

５　業務の目的

　　　熊本県北部エリアの菊池川流域は、二千年にわたる米作りの歴史をもち、その文化的景観や米作りがもたらした芸能・食文化が息づく地域として、「菊池川流域の日本遺産」としても認定されている。

本事業は、この日本遺産を構成する熊本県北部エリア４市町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）をフィールドに、「菊池川流域の日本遺産」の古代から現代までの二千年に及ぶ稲作文化が育んだ地域の繁栄を、唯一無二の「時代横断型・没入体験（3ステップ）」として造成・販売、ツアー商品化。学術的学びの機会、地域の祭りへの参加体験とプレミアムな没入体験により、地域全体の観光消費と大規模誘客を両立させる革新的なナイトタイムエコノミーモデルを確立。高付加価値かつ大規模集客も可能な観光モデルを熊本から世界へ発信することを目的とする。

６　委託業務概要

本委託業務は、本県北部エリアの「菊池川流域の日本遺産」において、古代から現代までの二千年に及ぶ稲作文化の繁栄を巡る唯一無二の「時代横断型・没入体験（3ステップ）」を造成・販売、ツアー商品化するものである。

学術的学びの機会、地域の祭りへの参加体験とプレミアムな没入体験により、地域全体の観光消費と大規模誘客を両立させる革新的なナイトタイムエコノミーモデルを開発し、体験コンテンツやツアー商品として造成。販売とプロモーションを行う。また、本業務委託で造成する滞在モデルは、体験型コンテンツと併せて、日帰り・宿泊型を視野に入れた宿泊施設や、交通手段をパッケージ化した商品やグループ向けのツアー商品等を造成し販売することとする。

７　大まかな流れ（フロー）

1. コンテンツ・滞在モデルの造成
2. 専門ガイド育成（ガイド内容整理と人材確保・人材育成）
3. 販売・運営体制の整理、構築
4. 実現可能性の検証（モニターツアー実施）
5. 体験コンテンツ・パッケージ商品・ツアー商品の造成
6. ファムツアーの実施
7. 商品タリフの制作
8. プロモーション・営業活動・販売 （販売開始：令和７年１１月～）
9. アンケートの実施・分析報告

８　造成する商品の特性・スタイル・取組み方針

* 1. 商品の特性
* 菊池川流域の古代から現代までの二千年に及ぶ稲作が育んだ大地の記憶（地域の繁栄）を蘇らせる没入体験であること。
* 以下の３パターンの商品を含むこと。

学術的学びの機会

地域の祭への特別参加による大規模集客

プレミアムな没入体験によるナイトタイムエコノミー

* 1. 商品のスタイル・取組み方針
* プレミアムなナイトタイムエコノミーツアーについては少人数・小グループ主体、地域の祭への特別参加については大規模集約を狙った体験コンテンツとし、コンテンツの組み合わせにより、日帰り・宿泊等の交通＋宿泊付パッケージ、ツアー商品とニーズに合わせた幅広い商品作りを行うこと。
* いずれも装飾古墳館在籍の学芸員と本事業で養成する質の高い「スルーガイド」を連携させたガイディングを付け、満足度の高い体験を提供すること。
* ターゲットとする歴史的史跡や建造物、地域文化に深い関心を持つ層に刺さるよう、コンテンツ造成にあたっては専門家による時代考証を正確に行うこと。
* 造成する商品の中に、食体験を入れること。また食体験においても満足度の高いコンテンツ造成を目指すべく、熊本県観光連盟事業「Premium chefs of KUMAMOTO」シェフ等、地元で活躍する料理人等を積極的に活用し、食体験の磨き上げを行うこと。
* 本事業で造成した滞在モデルをもとに、新たに造成するコンテンツの他、地域内に既に存在する体験コンテンツ等を再整理し、関連付け営業・販売も行うこと。
* 持続可能な販売を目指すため、本事業内で獲得した販路の整理と地域内での販売運営体制（地域内ディレクション含む）の構築を行うこと。

９　本事業のターゲット

1. 国内旅行者

ターゲット層：都市部在住の知的好奇心が高い中〜高所得層（40代〜60代（特にアクティブな50代））

1. 海外旅行者

ターゲット国①：台湾、香港

歴史・文化・食への知的好奇心が高く、本事業で造成する旅行商品を購買することが可能な知識層。台湾については、TSMC進出を契機に、ビジネスマンの移住やビジネス来訪等も増えており、その家族・親族・知人等に波及させた誘客が期待できるため、本県在住者及びその家族等、ビジネス来訪者もターゲットに設定。ビジネス出張時前後に観光を楽しむブレジャー需要や、駐在している台湾人のマイクロツーリズム需要にも応えていくこと。

ターゲット国②：シンガポール

歴史・文化・食への知的好奇心が高く、本事業で造成する旅行商品を購買することが可能な知識層。

ターゲット国③：米国

　　　　　　　　　　　歴史・文化・食への知的好奇心が高く、本事業で造成する旅行商品を購買することが可能な知識層。

10　事業実施スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和７年 | ８月下旬 | 観光庁からの交付決定通知→委託契約締結 |
| ９月 | コンテンツ・滞在モデルの造成専門ガイドの養成 |
| 10月 | 実現可能性の検証／モニターツアー実施体験コンテンツ・パッケージ商品・ツアー商品の造成販売・運営体制の整理、構築商品タリフの作成エージェント向けファムツアーの催行 |
| 11月～ | 商品販売開始※随時ツアー・イベント等の催行プロモーション・営業活動中間報告 |
| 令和８年 | ２月 | 最終報告 |

　　　※月２～３回程度、関係者との内容共有／協議／進捗報告の場を設定すること

11　業務遂行上の注意

　（1）受託者は、委託者と密接な連携を図り、効率的進行に努めなければならない。

　（2）詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。

　（3）委託者は必要に応じて業務内容を変更することができることとし、この場合、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

　（4）本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。

　（5）本業務に関して必要となる備品等は受託者が準備すること。

　（6）本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。

　（7）本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。

　（8）本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。

　（9）成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８条）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

　（10）本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその仕様に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

　（11）本業務を履行するに際し、行政サービスの品質を維持し、法令順守を徹底するものとする。

　（12）本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を順守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。